

国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会規約

(名称)

第1条 この会は、国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国立療養所菊池恵楓園の将来あるべき姿また所在自治体や地域とのかかわりを、国、菊池恵楓園、入所者自治会、熊本県、合志市の関係者が集まり、各機関の考えや構想を出し合いながら意見を調整集約することによって、実施可能な事項をまとめ、それをだれが行うのか、どう協力関係を結び、いつまでに実施するのかを協議し、将来構想の実現に近づけていくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(組織)

第4条 協議会は、会長及び国立療養所菊池恵楓園の将来構想の実現に関連する機関をもって組織する。

2 会長は、熊本県合志市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議事の運営を行う。

2 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、事務・事業の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合のほか公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあると認められる場合等、必要に応じて会長が協議会関係機関に諮り会議を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、会長の所属する構成団体に置く。

(解散)

第7条 協議会の目的が達成されたときは、この会を解散する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成26年8月12日から施行する。